

スイス連邦の公用語と国語

— 史的背景と憲法上の言語規定 —

Amts-/Nationalsprachen in der Schweizerischen Eidgenossenschaft — *ihr geschichtlicher Hintergrund und ihre Sprachenartikel*

高橋 秀彰
TAKAHASHI Hideaki

Die Schweizerische Eidgenossenschaft, in der vier Landessprachen friedlich koexistieren, wurde 1291 als ein deutschsprachiger Bund der drei Waldstätte geboren. Seitdem galt Deutsch mehr als ein halbes Millennium de facto als die einzige Hauptsprache der Eidgenossenschaft. Erst 1848 wurden auch Französisch und Italienisch neben Deutsch als Nationalsprachen in der Bundesverfassung verankert. Die in der Schweizer Bundesverfassung festgelegten Grundpfeiler der Sprachenpolitik, das Territorialitätsprinzip und die Sprachenfreiheit, bestimmen die sozialen und persönlichen Implikationen des Sprachrechts der Schweizer. Dabei treten aber unter Umständen widersprüchliche Effekte auf. In dieser Arbeit werden nach der Beschreibung der geschichtlichen Entwicklungen der Mehrsprachigkeit in der Schweizerischen Eidgenossenschaft deren juristischen Probleme erörtert.

Key Words

言語の平和 (Sprachfrieden)、誓約者同盟 (Eidgenossenschaft)、スイス憲法 (Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft)、国語 (Nationalsprache, Landessprache)

1. スイスの国名

「スイス」という国名は英語の “Swiss” をカタカナ読みしたものであり、日本国外務省のホームページでは正式名称として「スイス連邦」と記し、英語表記の “Swiss Confederation” が書かれている。この “Swiss” は、原初3カントン (Kanton)¹⁾ の一つであった “Schwyz” (次節参照) に由来する。だが、自動車の登録標識やインターネットの国コードとして用いられている “CH” はラテン語の国名 “Confoederatio Helvetia” の頭字語で、硬貨や切手には国名として Helvetia が使われている。また、紙幣には発行元の「スイス国立銀行」と金額が4つの国

語全てで表記されている。このように、公式には4つの国語で表記する原則を守りながらも、4言語で併記する場所が足りない場合には代わりに Helvetia (ラテン語) と表記するという使い分けがスイスの特徴だ。

スイス政府官庁のホームページ²⁾には、次の4つの国語で国名が書いてある。

ドイツ語	Schweizerische Eidgenossenschaft
フランス語	Confédération suisse
イタリア語	Confederazione Svizzera
レトロマンズ語	Confederaziun svizra

ドイツ語では“Schweizerische Eidgenossenschaft”になっているが、“Eidgenossenschaft”は「誓い」(Eid) で結ばれた「仲間の団体」(Genossenschaft) を意味し、誓約同盟と訳されることが多い。つまり、ドイツ語の公式国名を日本語に訳せば「スイス誓約同盟」(「誓いで結び合った仲間たち」の意) ということになる。他の3言語では国家体制を表す「国家連合」(confederation) が用いられているのに対し、ドイツ語では国の起源がそのまま国名になっているところに、ドイツ語が占める特別な意味がこめられているといえよう。

ドイツ語を除く3言語では英語の“confederation”に対応する語が使われている。連邦制国家であるドイツの場合は、英語表記“Federal Republic of Germany”からはドイツが“federation”³⁾(連邦) であることがわかるが、この“federation”はドイツ語の“Bund”に対応し、“Bundesrepublik Deutschland”がドイツ語での正式な国名である。一方、“confederation”を名乗る国はスイス以外には見当たらず、スイスの特異性が反映されている。国際法上は、“federal state, Bundesstaat”は「連邦」、 “confederation, confederated states, Staatenbund”は「国家連合」と訳され、前者は統一的な法人格を持ち、後者は連合を構成する支分国が国際法上の人格を持っている点で一般に区別される⁴⁾(田畑2001:111)。しかし、国名に“Confederation”を冠しているスイスは主権を持つ国家の集合体ではなく、統一的な連邦国家である。主権をもつカントン(Kanton)の連合体としてスイスは誕生したが、1848年の憲法制定により連邦に近づいた。この憲法は連邦国家の建設を計ったものであり、外交と軍事などの権限は連邦政府に委ねられたが、各種の法制定権など大幅な決定権を各カントンが握っていた(矢田・田口1995:282 f.)。連邦国家としての枠組みが出来上がったのは、今日の憲法の原型となる1874年憲法により、連邦政府の権限が大幅に強化されてからである。このように、スイスの正式国名は、ドイツ語ではスイス誕生の起源に由来し、フランス語、イタリア語、レトロマンズ語では主権を持つカントンが誓約者同盟に加わった時の政治体制を表している歴史遺産であるといえよう。

2. スイスの成り立ち

スイスの起源はおよそ700年前に遡る。皇帝直轄領として地域の独自性が守られていたウンターヴァルデン、ウーリ、シュヴィーツ（Unterwalden, Uri, Schwyz）をハプスブルク家が支配しようと画策したのに対し、1291年にこの3カントンが同盟を結んで抵抗した。この「森林三邦永久同盟」（Ewiger Bund der drei Waldstätte）は南北ヨーロッパを結ぶ交通の要衝であるザンクト・ゴットハルト峠による経済的利益を背景に結ばれた軍事同盟であった（矢田、矢口1985：254）。ウンターヴァルデン、ウーリ、シュヴィーツが原初3カントンと呼ばれ、永久同盟を結んだ8月1日がスイス建国の日になっている。

反ハプスブルク派として知られたルクセンブルク家出身の神聖ローマ皇帝ハインリヒ7世は、1309年にこれら3カントンの自由認可証（Freiheitsbrief）を発行したが、ハインリヒ7世の没後に混乱が起こった。バイエルン公ルートヴィヒとオーストリア公フリードリヒ（ハプスブルク家）が皇位継承を巡って争い、スイス3カントンはルートヴィヒ側につく。1315年にフリードリヒの騎士軍がモルガルテンで攻撃を仕掛けたが、スイスの「羊飼いの戦士」（Hirtenkrieger）により撃退された。このモルガルテンの戦いは騎士軍に農民が勝利した戦いとして有名である。さらに、スイスを奪還しようとハプスブルク家のレオポルト3世が1386年に騎士軍を派遣したが、ゼンパッハの戦いでスイスの農民軍が勝利し、1388年のネーフェルス戦いでもスイス軍が勝利したことで、独立への基盤が固まった。その後、同盟の規模が拡大して1513年には13カントンとなるが、全てドイツ語圏であった。第1次（1529年）、第2次カッペル戦争（1531年）を経て、1648年のヴェストファーレン条約によりスイスは神聖ローマ帝国から分離し、法的に独立国と承認された。1798年にはフランス革命軍がスイスに侵攻し、独立性の高いカントンの同盟から成り立っていたスイスに、カントンの権限を大幅に弱める形で中央集権的なヘルベチア共和国が建国されることになる。

ヘルベチア共和国（1798-1803）の時代には、ドイツ語とフランス語、イタリア語の3言語を法律語・国家語として承認すべきとの提案があったものの、スイスはドイツ語国であるとの立場が貫かれ、1800年の憲法草案では経済的理由及び連帯精神を根拠にドイツ語を主要国家語とすることが記された（Koller 2000：588）。ドイツ語圏だけから成り立っていたかつての誓約同盟の再生を目指して、ドイツ語が国家語であることが公式に承認されたのである（ibid.：588）。1803年のナポレオンによる調停法（Mediationsakte）を契機に、ザンクト・ガレン、グラウビュンデン、アールガウ、トゥールガウ、ティチーノ、ヴォー（ヴァート）がスイスに加入し、1815年にはヴァリス、ヌーシャテル（ノイエンプルク）、ジュネーブが正式に加わって22カントンになった（Andrey 2006：529, 531）。これらのカントンの内、グラウビュンデンではドイツ語以外にイタリア語とレトロロマンス語、ティチーノではイタリア語、ヴォー、ヌーシャテル（ノイエンプルク）、ジュネーブではフランス語が話されており、言語問題がさらに重要

なテーマになった。1840年に刊行された *Nouvelliste Vaudois* (『ヴァルド派作家』) 中の論文 „Suisse allemande et Suisse française“ (「ドイツ語圏スイスとフランス語圏スイス」) は、チューリヒ市長の Johann Jakob Heß が、スイス人の四分の三がドイツ語を話しているの、残りの四分の一はそれに従う必要がある、と発言したことを批判している (Andrey 2006: 590)。この逸話は少数派のフランス語圏が多数派のドイツ語圏との関係で、言語問題に敏感になっていることを表している。

スイスで話されているドイツ語やフランス語、イタリア語は隣接するドイツ、フランス、イタリアの言語でもあり、スイスの各言語圏の文化的帰属性が問われることにもなる。その意味で、その当時使われ始めた „romand“ (フランス語圏の) や „alémanique“ (ドイツ語圏の) といったスイス特有の語は、スイスの言語圏がフランスやドイツとは異なる文化的な統一体を形成していることを示す (Andrey 2006: 590) ものであり、スイスの独自性を表現する重要な機能を担った。また、手工業職人に伝統的であった遍歴や、言語圏を越えた求人により、異なる言語話者の交流が生まれ、異なる言語圏同士の相互理解を促すことになった (ibid.: 590)。建国以来、ドイツ語が事実上唯一の公用語として使用されていたスイスが法的に多言語を承認したのは、1848年の憲法でフランス語とイタリア語がドイツ語と並ぶ国語であることが初めて明文文化されてからであった。

3. スイスの言語分布

これまで概観したように、ドイツ語圏のカントンを中心に建国されたスイスは、19世紀頃からフランス語圏やイタリア語圏などのカントンが相次いで加わることで、多言語国家の道を進むこととなった。本節ではそれぞれの言語話者の比率がどうなっているのか、国勢調査の結果 (表) を基に見ていきたい。

19世紀以来、ドイツ語話者が最も多く、これにフランス語、イタリア語、レトロロマンス語が続くという順位は今日に至るまで変わっていないが、それぞれの数字を細かく観察すると、ある傾向が見えてくる。フランス語話者は、19世紀後半に微増しているが、全体を通して20%前後で安定して推移している。イタリア語話者も同様で、6%前後で安定しているが、1960年から急増して1970年には11.9%になっている。これは1960年ごろから外国人労働者の招聘が始まり、主にイタリアから多数の労働力がスイスに渡ってきたことによるものだ。わずか10年ほどの間に外国人労働者が大幅に増えたことで、1960年代後半から外国人労働者排斥運動が展開された⁵⁾。これに対応して政府は、外国人労働者を規制すればインフレ抑制につながり、外国人労働者への依存から脱却することによって経済の合理化や生産性向上への努力を促すことのできる立場に立って、1963年以降に外国人労働者の規制措置を相次いで打ち出した (林 1972: 550)。こうした規制措置の効果が徐々にあらわれて、1970年をピークに外国人が減少す

表：各言語圏の人口比率推移（Bericht der Schweiz, Bundesamt für Kultur, 2002: 12）

年	ドイツ語 %	フランス語 %	イタリア語 %	レトロマン語 %	その他 %	総数（人）
1829	70.1	22.2	5.8	1.8		1,978,000
1850	70.2	22.6	5.4	1.8		2,393,000
1860	69.5	23.4	5.4	1.7		2,510,000
1870	69.0	24.0	5.4	1.6		2,655,000
1880	71.3	21.4	5.7	1.4	0.2	2,831,787
1888	71.4	21.8	5.3	1.3	0.2	2,917,754
1900	69.7	22.0	6.7	1.2	0.4	3,315,443
1910	69.1	21.1	8.1	1.1	0.6	3,753,293
1920	70.9	21.3	6.1	1.1	0.6	3,880,320
1930	71.9	20.4	6.0	1.1	0.6	4,066,400
1941	72.6	20.7	5.2	1.1	0.4	4,265,703
1950	72.1	20.3	5.9	1.0	0.7	4,714,992
1960	69.3	18.9	9.5	0.9	1.4	5,429,061
1970	64.9	18.1	11.9	0.8	4.3	6,269,783
1980	65.0	18.4	9.8	0.8	6.0	6,365,960
1990	63.6	19.2	7.6	0.6	8.9	6,873,687
2000	63.7	20.4	6.5	0.5	9.0	7,288,010

ることになり、イタリア語の比率もそれと共に減少している。

19世紀初頭に2%弱ほどだったレトロマン語話者は170年の間に減り続けて、2000年には三分の一以下の0.5%になっている。ドイツ語話者の数字も、19世紀初頭の調査以来70%程度で安定していたが、1960年代ごろを境に減少に転じて2000年には64%ほどである。これはドイツ語話者が減少したためではなく、他の言語話者が増加したことで全体に占める比率が低下したことによる。つまり、1950年ごろから他の言語の話者が増加し、2000年にはスイス居住者の約1割が国語以外の言語を話すという状況に至ったからである。このように外国語しかできない人が増えるにつれて、後に論じる「言語の自由」（4.3参照）が重要な課題になってきた。

4. スイス憲法上の言語条項

4.1 多言語国家への憲法改正

スイスで最初に制定された憲法は、1798年1月にナポレオンにより併合されて成立したヘルベチア共和国の憲法であった。フランスの総裁政府による憲法をモデルとして中央集権的な国家体制を採用する憲法が制定されたことで、連邦国家が樹立されたのである。この憲法の草案はフランス語で書かれていたが、公用語や国語を規定する条文は含まれていなかった。カントンの主権を大幅に制限する内容のヘルベチア共和国憲法は2年で廃止され、1802年に新たな憲

法が制定された。だが、ヘルベチア共和国は1803年に崩壊し、誓約者同盟が復活して19のカントンを中心とする体制に逆戻りした。その際の混乱を調停したのがナポレオンで、1803年に調停条約が結ばれる。この条約は、「前文に相当する文章と、19のカントン憲法、及び連邦憲法から構成され」、「法的には、スイスとフランスとイタリアの間の国際条約」（参議院憲法調査会事務局 2002：3）であった。それから間もなくナポレオンが没落し、1815年のウィーン会議でスイスの中立が認められ、その後は自由主義派と保守派の対立期を経て、1848年にはスイス連邦憲法（Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft）が制定された。

第109条（1848年）⁶⁾

スイスの主要な三言語ドイツ語、フランス語、イタリア語は、連邦の国語である。

第109条でスイスの主要言語であるドイツ語、フランス語、イタリア語が連邦の「国語」（Nationalsprache）であることが明文化され、多言語国家としての法的基盤が確立されることとなった。1938年には言語条項が修正され、第1項には、ドイツ語とフランス語、イタリア語に加えてレトロロマンス語も国語に追加された。しかし、第2項により連邦公用語はドイツ語とフランス語、イタリア語の3言語であると記され、国語と公用語の二段階の規定になっている。後にさらなる修正が加えられるが、4国語と3公用語の二段階制度は現在も有効である。

第116条（1938年改正）⁷⁾

1. ドイツ語、フランス語、イタリア語、レトロロマンス語はスイスの国語である。
2. 連邦の公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語である。

1938年の修正ではレトロロマンス語が新たに国語に加えられたが、これはレトロロマンス語話者の運動によるものではなく、当時の国際情勢に対応した「精神的国土防衛」（geistige Landesverteidigung）を表現したものである。隣のドイツでは1933年にナチスが政権を獲得して、ユダヤ人の弾圧と軍備拡張を進めていた。これに対して、スイスのドイツ語圏ではスイスドイツ語の国語への昇格と文学や戯曲での使用を通じて、ドイツのドイツ語から距離を置く政策が進められた。また、イタリアはファシスト党による「未回収のイタリア」の奪還を画策していた。1861年に統一を果たしたイタリアには、歴史的、言語文化的にイタリアに帰属すべきとされた土地がまだ北東部のオーストリア領に残っていたからである。これらの土地を取り戻す運動は「イレデンタ」（Irredentismus）と呼ばれ、ファシスト党の民族統一への動きにより、イタリア語と同系言語のレトロロマンス語地域が侵略の危機にさらされた（Koller 2000：592）。

スイスは対抗策として、レトロロマンス語をスイスの国語であると憲法で定めて当地がスイス領であることを明確にし、国土の防衛を図ったのである。だが、レトロロマンス語の話者が少ないため、第2項により連邦の公用語からは除外された。

4.2 言語規定の問題

第116条（1996年改正）⁸⁾

1. ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語はスイスの国語である。
2. 連邦及びカントンは、言語共同体間の相互理解と交流を支援する。
3. 連邦は、カントン・グラウビュンデンとティチーノが、ロマンシュ語とイタリア語を保護・支援する施策を援助する。
4. 連邦の公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語である。ロマンシュ語の話者との交流においては、ロマンシュ語も連邦の公用語である。法がその詳細を規定する。

1996年の改正では、4国語と3公用語の制度を維持しながらも、第2項により少数派の言語であるイタリア語とレトロロマンス語の保護と振興を盛り込んだ。連邦公用語を規定する第4項では、連邦公用語の地位にないレトロロマンス語の話者との交流においては、レトロロマンス語も連邦公用語の地位を与えることが付記されており、少数派言語の保護を前面に打ち出した点が画期的である。これにより、4言語の平等性が憲法で保障され、弱い立場にある少数派言語を保護する法的拘束力が明文化されたことになる。

注目すべき改正点は、日本語訳では表面化しにくい「国語」の表記である。1938年までは„Nationalsprache“と表記されていたのが、1996年には„Landessprache“で置き換えられているところだ。この修正はドイツ語版だけで行われ、フランス語、イタリア語、レトロロマンス語ではそれぞれ„langues nationales, lingue nazionali, linguas naziunalas“のように依然として英語の„national language“に相当する表現が用いられている。これについて Koller（2000：594）は、BOTSCHAFT（1991：28）⁹⁾の説明を引用しながら以下のように説明している。

- (1) „Landessprache“の方がドイツ語では、より一般的かつ適切な表現¹⁰⁾である
- (2) „Landessprache“は、それぞれの地域で話されているあらゆる特徴を含む言語を表し、標準語ばかりでなく方言も含む

この説明は果たして妥当といえるだろうか。まず、„Landessprache“がドイツ語では„Nationalsprache“よりも一般的な表現であるのか検討しなければならない。ドイツの代表的な

言語学辞典¹¹⁾には„Nationalsprache“は見出し語として挙げられているが、„Landessprache“の記載は見られない。言語学辞典には学術語として熟した語が収録されているので、„Landessprache“を国語を表す一般的な表現として認めていないということになる。また、言い換えをするのなら両者が意味する内容が同一でなければならない。意味が異なる語を比較して、いずれがより一般に使われているかという問いは意味をなさないからである。Duden Universalwörterbuch¹²⁾には両語の記載があるが、同義語にはなっていない。„Nationalsprache“は「標準語」(Standardsprache)と書かれているのに対して、„Landessprache“は「ある国(Land)の国民(の大部分)に話されている言語」¹³⁾となっている。„Land“は地理的な領域を表し、土地、州(ドイツ、オーストリア)、国など幅広い意味を持つので、„Landessprache“は「ある土地のことは、州の言語、国語」など多様な意味を持っている。それではスイスでは„Land“がどのような意味で一般的に使用されているのだろうか。Meyer(2006:171)によると、„Land“は第一義としてカントンを指し、スイス全体を指す用法はカントンを指す用法よりも少ないとしている¹⁴⁾。„Landessprache“は「カントンの言語」と「国語」の両方を意味するが、「スイスの」と修飾語が付いている(„Landessprachen der Schweiz“)ので、„Land“が国を意味すると解釈して「スイスの国語」と翻訳されるのが一般的である。

これに対して„Nation“は、共通の言語的、民族的、文化的、歴史的な背景を持つ民族の意味と、これを基盤に形成された集合体として国の意味がある。なお、類似する語に„Staat“があるが、こちらは統治機構としての国家を意味し、„Staat“から派生した„Staatssprache“も「国家語、国語」として用いられている¹⁵⁾。このように„Land“と„Nation“の意味は異なり、指示対象により使い分けられなければならない。さて、それでは„Landessprache“の適切性はどうか。„Nation“は民族と結びついた概念であることから、スイス民族とは何か問われる政治的問題を孕んでいると考えられる。その意味では、指示内容が多義的であっても地理的な領域を示す„Landessprache“の方が無難であるといえよう。ロマンス系言語では„Landessprache“に対応する表記が無いのでドイツ語だけこの表現に変更したということになる。さらに、標準語のみを指す„Nationalsprache“を回避する修正により、地域方言も含めることができたという。この解釈は、ダイグロシア状況にあるドイツ語圏にとっては特に重要になる。標準ドイツ語と各方言との距離が極めて大きく、方言の方に自らのアイデンティティを感じているドイツ語圏スイス人にとっては、国の象徴でもある国語から方言が排除するのは納得できないことだろう。限定的な意味の„national“ではなく、より意味の領域が広い„Land“を用いることによってドイツ語圏スイスにおける微妙なドイツ語の位置づけが反映されているという解釈である。しかし、これが1848年以來およそ150年もの間ずっと憲法の条文に使われてきた„Nationalsprache“を廃棄するほどの理由なのだろうか。第1項の国語たる「ドイツ語」(Deutsch)と第4項における公用語たる「ドイツ語」(Deutsch)に違いがあるとは解釈できない。第4項により現実に連邦官庁で公用語として使われているドイツ語が、方言ではなく標準ドイツ語で

あることは公文書を見れば明らかであり、第1項の国語についても同じ標準ドイツ語を指すと解釈されるべきである。以上より、「Land」を使用することで、その言語が使用される地理的領域が限定される属地主義的多言語主義をより前面に押し出すことを意図した改正だったと解釈すべきではないかと思われる。「Nation」は国全体を指すのに対して、「Land」はカントンだけを指すこともできるので、カントンの言語権を含意させることができるからである。連邦裁判所の判決文¹⁶⁾の中で、「Landessprache」をカントンの公用語の意味で使っている例があることから、「国語」と「カントンの言語」の両方の意味で使用されていることがわかる。この点は次節で触れる第70条2項と関わってくる。「Nationalsprache」から「Landessprache」にドイツ語版だけ修正したことで、現実に何が改善されたのかは不明であり、かえってドイツ語の特殊事情が全面に出ることになったといえよう。

4.3 言語の自由

2000年1月1日発効¹⁷⁾

第4条 国語

国語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語である。

第18条 言語の自由

言語の自由は、保障される。

第70条 言語

1. 連邦の公用語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語である。レトロマン語の話者との交流においては、ロマンシュ語も連邦の公用語である。
2. カントンは、その公用語を決定する。カントンは、言語共同体の融和を維持するため、伝統的な言語の地域分布に留意し、土着の言語上の少数者に配慮する。
3. 連邦及びカントンは、言語共同体間の相互理解と交流を支援する。
4. 連邦は、多言語カントンがその特別な任務を遂行する際、これらのカントンを援助する。
5. 連邦は、カントン・グラウビュンデンとティチーノが、ロマンシュ語とイタリア語を保護・支援する施策を援助する。

2000年1月1日に発効した現行の憲法では、言語規定が第4条と第70条に分けて記述されている。内容は1996年憲法とほぼ同一で、第4条（国語の規定）、第70条第1項（公用語の規定）、第3項（ことば共同体間の理解と交流の促進）、第5条（グラウビュンデンとティチーノ）は、それぞれ前憲法の第116条第1項、第4項、第2項、第3項に対応している。新たに追加された項目は、第70条第2項と第4項である。第2項では、慣習的な言語地域の構成と言語上

の少数派に配慮しながら、各カントンがそれぞれの公用語を決定することが記されており、属地主義を採用することが明文化されている。さらに第18条には「言語の自由」(Sprachenfreiheit)¹⁸⁾が規定されており、誰もが自分が使いたい言語を選ぶことができ、誰からも強制されない権利を保障している。この条文は第1章の基本権の一部として規定されており、言語権を基本権の一部と認定していることがわかる。言語の自由は個人に帰属するものであることから、属人主義的特徴を持っている。言語の自由は、1965年に連邦裁判所により不文律として承認(BGE 90 I 480)¹⁹⁾されたことで、誰もが母語あるいは広義では自分が使いたい言語を使用する権利を有すること(BGE 22 I 238)が明確にされたとされる(Mader 2001: 16)。この問題に関する連邦裁判所の判例を2件見てみよう。

(1) チューリヒの教育庁が、1956年4月24日にフランス総領事館に、一時的にチューリヒに滞在するフランス語を母語とする外国人の生徒のために、小学校(Volksschule)レベルの教育をフランス語で行う私立学校を認めた。しかし、2年間以上にわたりスイスに滞在する場合は、ドイツ語への導入教育を行うという条件を付けたことに対して、フランス語の私立学校と複数の父親が訴訟を起こした。連邦裁判所は1965年の判決で原告の訴えを退け、フランス語の私立学校に通った生徒は2年間経った後にはドイツ語の学校に通わなければならないというチューリヒの主張を認めた²⁰⁾。連邦裁は、各カントンが決定する言語圏とその統一性が外国語を話す移民の流入により脅かされることがあるが、移民が言語的に同化すればこのような危険を回避できるし、そこで特に重要となるのが学校であることを指摘している²¹⁾。すなわち、言語の自由を連邦の不文律と認めながらも、言語圏としてのカントンの統一性を守るためには、言語の自由が制限を受けることがあるとの判断だ。

(2) 80人の住民中80%がドイツ語を話すサン・マルティンに居住するSilvester Dehrungs(母語はレトロロマンス語)は、1967年に就学する長男をドイツ語で授業を行っている自分の地区の小学校ではなく、レトロロマンス語で授業を行っているTersnaus地区の小学校に就学させた。Tersnaus地区は授業料を請求せず、給食費はサン・マルティンが負担していた。しかし、1969年に次男、1971年に三男が同様にTersnaus地区の小学校に就学すると、1969年からはサン・マルティンが給食費の負担を中止し、1973年からは給食費と授業料をDehrungsが支払っていた。これに対して、Dehrungsが支払い免除を求めて連邦裁判所に訴えたが棄却された。カントンが決定する公用語は学校教育にも使用され、それを連邦裁判所が規制することはできないとの判断である。

属地主義を優先して言語の自由を制限するこの判決について、Thürer / Burri (2006: 271)は、言語の自由の対極として属地主義を挙げると公共の利益への視点が隠れてしまうと指摘し、公共の利益ならびに第三者の基本権の保護による基本権の制限を規定する憲法第36条²²⁾に基

づき、基本権への干渉という古典的な前提条件と考えるべきとしている。Coray（2004：357）が指摘するように、属地主義と言語の自由については言語圏によって立場に違いが見られ、ロマンス系言語話者は厳格な属地主義を支持し、言語の自由を憲法で記載することに反対の立場であるのに対し、ドイツ語話者は言語の自由を支持し、柔軟な属地主義に近い立場である。

5. まとめと課題

歴史的にカントン主権のもとで発展してきたスイスでは、それぞれのカントンで伝統的に話されてきた言語を事実上の公用語として使用するの当然のことであった。1291年の森林三邦永久同盟が結成されて以来、スイスはずっとドイツ語を共通語としながら発展してきたが、1848年の憲法で初めてフランス語とイタリア語をドイツ語と並ぶ公用語と位置づけ、多言語を法的に保障する体制を築いたのである。多数派のドイツ語話者に対して、少数派のフランス語やイタリア語の地域にとっては、カントンが言語権を保持する属地主義は、自分たちの言語を保護する上で重要な防波堤になっているのだ。

各カントンに委ねられた属地主義による公用語を選定する権利は、個人に委ねられた属人主義的な言語の自由権との調整が必要になってくる。移民や外国人労働者が増えれば、必然的に言語問題が発生するので、第116条第2項により公用語選定権をカントンに委ねることで、これまで受け継がれてきた属地主義的な多言語を保障することが可能となる。その際に「その土地に根ざす言語的少数派への配慮」をすることが条件として付されており、歴史的な言語的少数派と移民等の言語的少数派を区別している。第18条の言語権は基本権として保障されるべきものであるが、保障する義務を国家が無制限に負うかについては法的問題を孕んでいるといわざるを得ない。

各カントンがそれぞれの言語を決定する属地主義の原則では、土地が言語と結びついていて、土地に根ざす話者がいることが条件になる。そこでは土地（領土）・言語・人民の三者が一体となる体制が前提とされる。スイスは単一言語のカントン²³⁾の集合体を礎にしており、個人の言語選択権を認める言語の自由を基本権としていかに運用していくかが大きな課題になっている。自治体のサービス、特に教育では、共通の言語を基本とした方が、効率が良くなるのは言うまでもない。多様な言語を公教育の授業言語として使用すれば個人の言語権は守られるが、実現は容易ではない。個人の言語選択権を擁護することになれば、少数派であるフランス語とイタリア語、レトロロマンス語のカントンでは、ドイツ語話者が住民になる際に、彼らがドイツ語を使用する権利を認めなければならない。さらに、ドイツ語のL変種である方言も同様に保護の対象になるとすれば、方言使用域がさらに拡大することも懸念材料になろう。言語の自由は基本権として尊重しなければならないが、どこかに歯止めをかけないと言語間の自由競争になりかねず、結果的に多数派言語に有利な言語状況に与することもありうる。従って、第36条

を根拠に第18条に制限を加える判例は、少数派の言語圏を守りながら、言語の平和を維持するための現実的な判断といえよう。この問題は異なる母語を話すスイス国民の言語権に関するものであるが、スイスの国語以外を母語とする外国人の場合には言語圏による保護はできないので、専ら第18条の基本権による保護ということになる。しかし、スイス国民も第36条による基本権の制限を受ける以上、外国人も同様の制限を受けることがあると考えられる。なお、言語の自由を敷衍して、学びたい言語を選ぶ自由も基本権であると解釈すれば、国家の連帯意識を揺るがすことにもなりかねない。スイスでは伝統的に外国語教育では、それぞれの言語圏が相互に相手の言語を優先して教育してきた。ドイツ語圏では、小学校で国語であるフランス語よりも先に英語教育を開始するプロジェクトを推進しており、まずはスイスの国語を相互に学び合うという伝統にほころびが生じている。この関連でさらに考慮すべき点は、憲法第16条2項では、人は誰も言語により差別されてはいけないことが規定されているところである。弱い立場にある者の基本権を保障することを主眼とする第18条と第16条2項であるが、国際語として勢力を強めている英語話者も当然保護の対象になる。属地主義によりそれぞれのカントン内における言語の公用語としての地位は保証されるが、第18条の解釈によっては4つの国語の平和な共存が脅かされることにもなろう。主権を持つカントンの集合体として形成されたスイス連邦は、第70条第2項が守られるという制限のもとで言語の自由が守られているといえよう。スイス国内の多数派であるドイツ語に対して、少数派のロマンス系言語の権利を保障しながらも、国際的には強者の立場である英語にも配慮し、4言語圏の連帯意識を保たなければならないという難しい言語政策が求められている。

注

- 1) Kantonは「州」と訳されることもあるが、主権的地位を持ち準国家ともいえる単位なので「州」と訳すのは適切ではないという小林（1989：272）の説を採用する。小林は「カントン」と表記する妥当性を認めながらも、「憲法典の翻訳としての熟度を考慮」することで「邦」を採用している。初宿・辻村（2006：259-279）では「カントン」を採用している。
- 2) <http://www.admin.ch/index.html>
- 3) その他に“federation”を名乗る国家は、ロシア連邦（Russian Federation）やブラジル連邦共和国（Federative Republic of Brazil）、ミクロネシア連邦共和国（Federated States of Micronesia）などがある。
- 4) このような国家連合として、アメリカが独立した際の13州からなる政府が“the Confederation”と呼ばれていた。
- 5) この関連で「労働者を呼び寄せたら、人間がやってきた。彼らはスイスの豊かさを食いつぶすのではなく、それとは反対に、スイスの豊かさのために不可欠なのだ」というMax Frisch（Seiler, Alexander J. (1965). *Siamo italiani – Die Italiener*. E.V.Z. Verlag. の序言から）のことは有名である。
- 6) ドイツ語原典からの翻訳は高橋による。„Artikel 109 (1848): Die drei Hauptsprachen der Schweiz,

die deutsche, französische und italienische, sind Nationalsprachen des Bundes.“

7) ドイツ語原典からの翻訳は高橋による。„1. Das Deutsche, Französische, Italienische und Rätoromanische sind die Nationalsprachen der Schweiz. 2. Als Amtssprachen des Bundes werden das Deutsche, Französische und Italienische erklärt.“

8) „1. Deutsch, Französisch, Italienisch und Rätoromanisch sind die Landessprachen der Schweiz.
2. Bund und Kantone fördern die Verständigung und den Austausch unter den Sprachgemeinschaften.
3. Der Bund unterstützt Maßnahmen der Kantone Graubünden und Tessin zur Erhaltung und Förderung der rätoromanischen und der italienischen Sprache. 4. Amtssprachen des Bundes sind Deutsch, Französisch und Italienisch. Im Verkehr mit Personen rätoromanischer Sprache ist auch das Rätoromanische Amtssprache des Bundes. Das Gesetz regelt die Einzelheiten.“

ドイツ語原典からの翻訳は、1996年改正の116条の参議院憲法調査会事務局による翻訳（平成14年7月）を参照しながら高橋が行った。

9) *Botschaft über die Revision des Sprachenartikels der Bundesverfassung* (Art. 116 VB). 4. März, 1991.

10) „der ‚gebräuchlichere‘ und auch ‚treffendere‘ Ausdruck“ (Koller 2000 : 594)

11) Bußmann, Hadumod (2002). *Lexikon der Sprachwissenschaft*. Stuttgart: Kröner., Glück, Helmut (Hrsg.) (2000). *Lexikon der Sprache*. Stuttgart / Weimar: Metzler.

12) *Duden Universalwörterbuch* (2003). 5. Aufl. Dudenverlag.

13) „Sprache, die von [dem überwiegenden Teil] der Bevölkerung eines Landes gesprochen wird“

14) スイスにおける用法を見ると、Landが国全体を指す意味で使用されている例は „Landesausstellung, Landesflughafen, Landesgegend, Landeshydrologie, Landeshymne, Landesindex, Landeskarte, Landeskoordinaten, Landesrechnung, Landesrecht“ (Ammon et al. 2004: 451) などが挙げられる。

15) 例えば、オーストリア憲法第8条で „Staatssprache“ はドイツ語であると書かれている。

16) „… die Schüler nach Ablauf einer bestimmten Frist dem Unterricht in der Landessprache folgen können müssen und dass sie hernach in eine Schule überzutreten haben, die den Unterricht in der Landessprache erteilt …“ (BGE 91 I 480) (「この生徒たちは一定の期間を過ぎると „Landessprache“ での授業を受けることができなければならない、そのために、授業を „Landessprache“ で行っている学校に転入しなければならない」高橋訳)

この判決文は4.3で扱うものであるが、„Landessprache“ はドイツ語を指し、生徒の母語であるフランス語ではない。ドイツ語もフランス語も国語であるが、この文脈ではドイツ語だけを指していることから、カントンの言語として使われている。

17) 翻訳は参議院憲法調査会事務局（2002）に依拠しながら高橋が補足した。

18) Art. 18 Sprachenfreiheit „Die Sprachenfreiheit ist gewährleistet.“

19) BGE は „Bundesgerichtsentscheid“ (連邦裁判所判決) を表しており、判決文はスイス連邦裁判所のホームページ (<http://www.bger.ch/index.htm>) を通じて読むことができる。

20) 91 I 480 73. Urteil vom 31. März 1965 i.S. Association de l'Ecole française und Mitbeteiligte gegen Regierungsrat und Verwaltungsgericht des Kantons Zürich

21) BGE 91 I 480 S. 487

22) 第36条では、法的根拠がある場合（第1項）や公共の利益や第三者の基本権を保護する上で正当化される場合（第2項）には、その限度内（第3項）で基本権が制限されることを認めている。ただし、基本権の本質的な部分は不可侵である（第4項）としている。

- 23) ベルン (ドイツ語、フランス語)、フライブルク (ドイツ語、フランス語)、グラウビュンデン (ドイツ語、レトロロマンス語、イタリア語)、ヴォー (ドイツ語、フランス語) は複数言語を公用語としている。

引用文献

- 参議院憲法調査会事務局 (2002) 『スイス連邦憲法概要』 参憲資料第7号。
初宿正典、辻村みよ子 (2006) 『新解説世界憲法集』 三省堂。
田畑茂二郎 (2001) 『国際法新講・上』 東信堂。
林 迪廣 (1972) 「スイス連邦における外国人労働者問題の概観」 『法政研究』 (九州大学法政学会) 38 (2/4), 419-427。
矢田俊隆、田口晃 (1995) 『オーストリア スイス現代史』 第2版, 山川出版社。
Ammon, Ulrich u. a. (2004): *Varietätenwörterbuch des Deutschen — Die Standardsprache in Österreich, der Schweiz und Deutschland sowie in Liechtenstein, Luxemburg, Ostbelgien und Südtirol*. Berlin: Walter de Gruyter.
Andrey, Georges (2006). „Auf der Suche nach dem neuen Staat (1798–1848).“ Mesmer, Beatrix (Redaktion). *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*. 4. Auf. Basel: Schwabe.
Coray, Renata (2004). „Minderheitenschutz und Beziehungspflege: die zweite Revision des Sprachenartikels (1985–1996).“ Hrsg. Widmer, Jean, Renata Coray, Dunya Acklin Muji und Eric Godel. *Die Schweizer Sprachenvielfalt im öffentlichen Diskurs*. Bern: Peter Lang, 247–427.
Koller, Werner (2000). „Nation und Sprache in der Schweiz.“ Hrsg. Andreas Gardt. *Nation und Sprache*. Berlin: Walter de Gruyter, 563–609.
Mader, Luzius. „Der verfassungsrechtliche Rahmen des Sprachenrechts des Bundes.“ *Babylonia* 4, 15–22.
Meyer, Kurt (2006). *Schweizer Wörterbuch — So sagen wir in der Schweiz*. Frauenfeld: Huber.
Thürer, Daniel, und Thomas Burri (2006). „Zum Sprachenrecht der Schweiz.“ Christoph Pan und Beate Sibylle Pfeil (Hrsg) . *Zur Entstehung des modernen Minderheitenschutzes in Europa Handbuch der europäischen Volksgruppen*, Band 3, 265–289.